

2 教育用音楽用語（昭和53年3月）

文 部 省

文部省が、文部省著作の音楽関係刊行物及び音楽科の検定教科書において用いられる音楽用語の標準を示すために作成したものである。ここには、外来語の表記に関連する事項を多く含んでいる「Ⅰ 一般編」及び「Ⅱ 外国の作曲家編」の本文と索引を収録し、「Ⅲ 日本音楽編」は省いた。なお、収録に当たって原本（B5版）を縮小した。また、本文については、原本のページ数を○で囲んで残してあるが、これは「索引」と照応するものである。

昭和53年7月25日複製発行（発行所 財団法人 教科書研究センター）

（参考）

- 義務教育諸学校教科用図書検定基準実施細則（昭和52.9.22 文部大臣裁定）の第7章「音楽科」の第2節—第1—8用語等の項に、次のようにある。
 - (1) 学習指導要領に示す音楽用語、記号、楽曲名及び音楽家名については、これによる。
 - (2) (1)以外の音楽用語、記号及び音楽家名については、原則として、文部省編「教育用音楽用語」（昭和52年改訂版）によるものとする。
 - (3) 外国語などの専門的な音楽用語を用いる場合には、児童・生徒の発達段階に応じ、適宜、説明を加える。
- 高等学校教科用図書検定基準実施細則（昭和54.7.12 文部大臣裁定）の第7章芸術科「音楽」の第2節—第1—8用語等の項に、次のようにある。
 - (1) 音楽用語、記号及び音楽家名については、原則として、文部省編「教育用音楽用語」（昭和52年改訂版）によるものとする。
 - (2) (1)以外の専門的な音楽用語を用いる場合には、生徒の発達段階に応じ、適宜、説明を加える。

ま え が き

現在、文部省著作の音楽関係刊行物及び音楽科の検定教科書において用いられる音楽用語は、原則として文部省編「教育用音楽用語」によることとなっている。

この「教育用音楽用語」は、昭和25年に「楽典編」を、昭和27年に「第2編」を刊行し、その後、昭和40年に若干手を加えた上これらを合本して今日に至っている。「教育用音楽用語」が、当時の音楽用語の混乱期に果たした役割は少なくなく、音楽科の学習、教科書作製等に寄与してきた。

しかし、昭和40年に一部の手直しがなされたものの、この間の時勢の推移や音楽科の教科内容の進展にそぐわなくなったものもかなり目立ってきているので、今回ここに改訂版を作成した。

今回改正した主な点

- (1) 全般にわたって必要と思われる用語を適宜補充した。
- (2) 外国の「作曲家」については、旧版では人名の数が少なく、十分対応しきれなくなっているのを、大幅に拡充し、独立して扱った。
- (3) 「演奏家・演奏団体」は、時代の推移によって流動性を持ち、固定的にとらえ難いので、これを除いた。
- (4) 楽曲名についても、慣用が多様であり、かつ、その数が膨大にわたるため、固定的にとらえ難いので、これを除いた。
- (5) 旧版では「小学校用語」を特に設けていたが、これを除いた。
- (6) 日本音楽に関する用語は、これを拡充し、独立して扱った。

本書が、有効に活用されることを願うと同時に、今後の改善のための御意見をお寄せいただくことも、併せてお願いする次第である。

終わりに、本改訂に当たっての委員各位の絶大なる御努力に対し、心から謝意を表したい。また、委員以外の多数の有識者の方々から多くの御意見、御協力を頂いたことについても、深く感謝する次第である。

昭和53年3月15日

文部省初等中等教育局長

諸 澤 正 道

教科用図書検定基準等改善調査研究会音楽部会委員

(五十音順)

石 桁 真禮生	東京芸術大学教授 (音楽学部長)
伊 藤 武 敏	大田区立田園調布小学校教諭
今 成 睦 夫	北区立滝野川第六小学校教諭
関 間 豊 吉	東京都教育委員会指導主事
小 川 昂	民主音楽協会顧問
木 塚 光 雄	渋谷区立長谷戸小学校教諭
木 村 博 文	豊島区立長崎中学校教諭
清 野 澄 夫	東京芸術大学附属高等学校副校長
小 市 明 美	株式会社教育芸術社取締役編集部長
(主査) 長谷川 良 夫	東京芸術大学名誉教授
堀 川 俊 助	北区立滝野川中学校長
真 篠 将	岡山大学教授
三 好 賢 祐	東京都立教育研究所主任指導主事
村 上 忍	足立区立第六中学校教頭

委員以外の協力者 (五十音順)

金 子 篤 夫	桐朋学園大学助教授
蒲 生 郷 昭	東京芸術大学助手
北 村 昭	東京芸術大学講師
小 山 章 三	国立音楽大学教授
服 部 幸 三	東京芸術大学教授
古 荘 隆 保	武蔵野音楽大学教授

文部省においては、次の関係官がその審議に参加した。

大 和 淳 二	初等中等教育局小学校教育課教科調査官
伊 波 久 雄	初等中等教育局中学校教育課教科調査官

本書の編集全般については、次の関係官が担当した。

西 澤 昭 男	初等中等教育局教科書調査官
寺 脇 研	初等中等教育局教科書検定課

凡 例

1 記載範囲等について

- 記載範囲，構成等については，今回若干の改訂をみたが，基本的には旧版を踏襲している。
- 本書に記載されている用語，作曲家等の選択範囲は，一般の音楽教育に用いられるものを基本としているが，なかには若干専門的な用語も含まれている。

2 「読み方」欄について

- 一般の慣用を尊重しつつ，妥当と思われる読み方を採用した。

3 作曲家の国名及び生没年の表記について

- これらについては，若干不明瞭な点もあるので，一応の参考として付記した。

4 「用語」欄と「備考」欄との関連について

- 「用語」欄は，日本語，外来語，原語を問わず，通常多く用いられる形態で記し，「備考」欄は，必要に応じて，原語又は用語の補足説明に充てている。

(例)

用 語	読 み 方	備 考
ダ・カーポ		da capo〔伊〕略して D. C.
una corda	ウナ・コルダ	一弦の意，左のペダル（弱音ペダル）をふむことを示す

5 記載順序について

- 各項目内の用語の記載順序については，特に基準を設けていないが，速度及び発想標語等原語によるものについては，アルファベット順とした。

6 「日本音楽編」について

- これについては56ページを参照のこと。〔編者注〕「日本音楽編」は省略。